

「建築物石綿含有建材調査者講習」について

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました。(石綿則第3条、関係告示)。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了審査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

当協会で開催する講習

- (1) 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)
- (2) 建築物石綿含有建材調査者講習(一戸建て等)
 - ※ 一般建築物: 一戸建て等を含む全ての建築物
 - 一戸建て等: 一戸建て住宅及び共同住宅(長屋を含む。)の住戸の専有部分。共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等の共用部分)や店舗併用住宅は含まれない。

主な受講資格

- (1) 石綿作業主任者技能講習修了者
 - (2) 大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
 - (3) 短期大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
 - (4) 高等学校または中等教育学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、7年以上の実務経験を有する者
 - (5) 建築に関して11年以上の実務経験を有する者
 - (6) 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者
- 注) 受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条をご覧ください。

カリキュラム

(1) 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)			(2) 建築物石綿含有建材調査者講習(一戸建て等)		
	科目等	時間		科目等	時間
科目	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間	科目	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
科目	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間	科目	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
科目	石綿含有建材の建築図面調査	4時間	科目	一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	1時間
科目	現場調査の実際と留意点	4時間	科目	現場調査の実際と留意点	3時間
科目	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間	科目	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
修了審査(筆記試験)		1.5時間	修了審査(筆記試験)		1時間
合計		12.5時間	合計		8時間

※石綿作業主任者技能講習修了者は、科目「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」(1時間)が免除されます。

修了審査(筆記試験)

時期	合否	
講義修了年度	合格	▶ 調査者
翌年度	不合格	▶ 調査者
翌々年度	再受験可能	

修了審査(合否判定基準) (建築物石綿含有建材調査講習事務に関する規程第25条)

修了審査の採点は、受講者が受講した各科目の配点の合計をもって満点とする。ただし、科目「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の免除者については、免除科目以外の科目を受験するものとし、受験科目の配点の合計をもって満点とする。

- 2 合格は、受験した科目の得点の合計が、受験した科目の配点の合計点の60%以上である場合を合格とする。
- 3 不合格者は、前項の合格基準に合致しない者及び不正行為を行った者とする。